

令和7年10月28日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

木造と鉄筋コンクリート造を併用した建築物等の構造計算に係る
規定の関係告示等の改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和7年8月26日(火)から令和7年9月24日(水)までの期間において、木造と鉄筋コンクリート造を併用した建築物等の構造計算に係る規定の関係告示等の改正案に関する意見募集を行いました。

上記意見募集に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○木造と鉄筋コンクリート造を併用した建築物等の構造計算に係る規定の関係告示等の改正案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※3の個人・団体から合計3件のご意見等をいただきました。 ※お寄せいただきましたご意見は内容を適宜要約しています。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
(1) 平成19年国土交通省告示第593号の一部改正		
1	平成19年国土交通省告示第593号第6号イに該当する建築物は、木造の構造部分について、昭和55年建設省告示第1791号第1に定める構造計算を行う必要があるが、今回の改正により新設する平成19年国土交通省告示第6号ハに該当する建築物は、木造の構造部分について同計算を行う必要は無いという認識でよいか。	貴見のとおりです。
2	建築物の構造関係技術基準解説書（以下「解説書」という。）において、平成19年国土交通省告示第593号第6号イに該当する建築物は、所定の条件を満たす場合に、昭和55年建設省告示第1793号第3ただし書の規定に基づくAiを適用することが可能と示されているが、今回の改正により新設する平成19年国土交通省告示第593号第6号ハに該当する建築物にも適用することが可能か。	今回新たに規定する平成19年国土交通省告示第593号第6号ハに該当する建築物については、当該建築物の振動特性が解説書に示される建築物の振動特性と同等であると見なすことができる場合に、昭和55年建設省告示第1793号第3ただし書の規定に基づくAiを適用することが可能です。
(2) 平成19年国土交通省告示第1274号		
3	今回の平成19年国土交通省告示1274号第七号の改正により、ルート2同等計算が可能となる建築物に、「平成19年国土交通省告示第593号第4号から第10号に掲げる建築物」が追加されることとなるが、例えば、1階部分を鉄筋コンクリート造、2階及び3階部分を鉄骨造とした併用構造の建築物であって、高さが13m以下、かつ、鉄骨造部分の架構を構成する柱の相互の間隔が6mを超える建築物において、ルート2同等計算は可能か。	可能です。 例えば、平成19年国土交通省告示第593号第4号に掲げる建築物は、第4号イからへまでに該当するもの以外のものと規定しており、例示いただいた建築物は、第4号ニ（柱の相互の間隔が6m以下）に該当しないため、第4号に掲げる建築物に該当し、ルート2同等計算が可能となります。